

高齢者福祉制度ガイド（令和7年4月現在）

高知市高齢者支援課 電話：088-823-9441 〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 本庁舎2階 207番窓口

事業名		事業内容	要介護認定要件	対象者	申請	世帯	所得要件	自己負担 または 支給額		申し込み または 連絡先
市内に住する65歳以上の方を対象です	外出	長寿手帳	施設や協賛店で会計時に提示すると、割引などの特典が受けられます。	なし	65歳になった方に介護保険証とともに送付しています 65歳になった日からお使いいただけます	-	-	-	割引等	施設・協賛店により異なります。 「窓」高齢者支援課、地域窓口センター、 「口」基幹型地域包括支援センター（塩田町・百石町）、 ふれあいセンター（弥右衛門は除く）
	地域交流内	宅 老 所	高齢者等の交流の場で、市内各所（裏面に一覧表あり）でレクリエーションや地域交流活動等を行っています。	なし	高知市に住民票を有し、身辺の自立がおおむねできている65歳以上の高齢者	家 本 族 人 等・	-	-	利用料	各宅老所により異なります。 ※参考 各利用料の上限額 半日利用 300円 昼食 500円 入浴 250円
	安否確認	緊急通報装置利用助成	民間の緊急通報装置を利用する場合に、助成金を交付します。	なし	生活上不安のあるひとり暮らしの方のうち、おおむね65歳以上の方または重度身体障害者	家 本 族 人 等・	独居	-	助成	1ヶ月あたり418円（税込）を限度として助成 ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方には、装置設置費用について11,000円(税込)を上限に助成します。
		配食サービス	週7食を上限に、昼食や夕食を自宅に配達します。その際、異状があったときは関係機関への連絡等を行います。	なし	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等で、虚弱や心身の障害、傷病などのため自力で買物及び調理が困難な方	家 本 族 人 等・	齢独者居世・ 帯高	-	自己負担	自己負担：低所得等の方1食 448円(税込) 上記以外の方1食 502円(税込) ※自己負担は、世帯の市民税課税状況により異なります。
	以下は、要介護認定（要介護1～5のいずれか該当する方）が条件の制度です									
老人日常生活用具給付の65歳以上の方が対象です	在宅	入浴補助用具	入浴補助用具を給付します。 品目：入浴補助用具（滑り止めマット） ※購入前の申請が必要です	要支援1・2 要介護1～5	次のすべてに該当する方 ① 要支援1・2または要介護1～5と認定された方 ② 市民税非課税世帯の方 ③ 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において入浴動作に見守りまたは介助が必要とされた方 ※下肢または体幹機能障害（もしくは平衡機能障害）で身体障害者手帳をお持ちの方は、別制度をご利用いただく場合があります。障がい福祉課（TEL 823-9378）へご相談ください。	本 人 ・ 家 族 等	-	非課税世帯	自己負担1割	基準額：20,000円 自己負担：購入費の1割（基準額内） ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、基準額内であれば自己負担はありません。
		防 火 用 品	防火関係の用具を給付します。 品目：電磁調理器 火災警報機 自動消火器 ※購入前の申請が必要です	要支援1・2 要介護1～5	次のすべてに該当する方 ① 要支援1・2または要介護1～5と認定された方 ② 市町村民税非課税世帯の方 ③ 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において認知機能低下に伴い防火等の配慮が必要とされるひとり暮らしの方 ※身体障害者手帳の総合2級以上の方または、療育手帳A1・A2の方は別制度をご利用いただく場合があります。障がい福祉課（TEL 823-9378）へご相談ください。	本 人 ・ 家 族 等	独居かつ 配慮が必要等の	非課税世帯	自己負担1割	基準額：電磁調理器 21,000円 火災警報機 15,500円 自動消火器 28,700円 自己負担：購入費の1割（基準額内） ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、基準額内であれば自己負担はありません。
		徘徊探知機	認知症高齢者等が外出中に行方不明になった場合に、早期に発見し、その居場所を家族などに伝える機器を購入する場合に、初期導入費用の一部を助成します。 ※購入前の申請が必要です	要支援1・2 要介護1～5	次のすべてに該当する方を介護する家族の方等 ① 要支援1・2または要介護1～5と認定された方 ② 要介護認定における主治医意見書及び認定調査において認知症または認知機能の低下があるため徘徊行動を有すると認められる方	家 族 等	-	-	初期導入費用	初期導入費用：1万円を限度として助成します。 導入後の費用：自己負担です。
	在宅介護	家族介護用品支給	在宅高齢者等の介護者である家族に、紙オムツなどの介護用品代として「家族介護用品引換券」を支給します。	要介護3～5	次のすべてに該当する介護者の方 ① 要介護3～5と認定された方と介護者が同居し、同一住所であることが住民票で確認できること（要介護3の方は、排尿排便に介助・見守りを要する方に限る。（新規申請時）） ② 要介護者、介護者、これらの方と同一世帯の方全員が市民税非課税であること ③ 要介護者が生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと ④ 要介護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日常生活用具（おむつ）の給付を受けていないこと ※上記③または④の制度に該当される方は、別制度を利用していただく場合がありますのでご相談ください。	介 護 者	同居家族	非課税世帯	家族介護用品引換券	要介護3 …月額3,000円分 要介護4 } 月額5,000円分 要介護5 }
	生活衛生	訪問理美容サービス	理・美容師が、ご自宅を訪問して理・美容サービスの提供を行う際の出張費用を助成します。	要介護3～5 または 身体障害者手帳1・2級	次の①または②に該当し、理・美容院でサービスを受けることが困難な方で、市民税非課税世帯の方 ① 要介護3～5と認定された方 ② 身体障害者手帳1・2級の方	家 本 族 人 等・	-	非課税世帯	利用券	理・美容師の出張費として、利用券（年度内2枚）を支給します。 理・美容料金 （カット・カラー等）は 自己負担 です。
		寝具洗濯乾燥消毒サービス	業者がご自宅を訪問し、布団等をお預かりしてクリーニングします。	要介護4・5 または 身体障害者手帳1・2級	次の①または②に該当し、寝具の衛生管理が困難な世帯（ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯など）の方 ① 要介護4・5と認定された方 ② 身体障害者手帳1・2級の方	家 本 族 人 等・	齢独者居世・ 帯高	非課税世帯	利用券	利用券（年度内2枚）を支給します。 自己負担：1回 600円 ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は自己負担はありません。
住宅改修		住宅改造助成	介護保険の住宅改修に該当する工事について、介護保険住宅改修給付を超える工事費用の一部を助成します。 ※必ず改修前にご相談ください	要支援1・2 要介護1～5	要支援・要介護認定を受けた方で、住宅改造助成事業または、高知市重度身体障害（児）者住宅改造助成事業を利用していない方	本 人	-	-	助成	助成額は、世帯の市民税課税状況により異なります。
	税控除	障害者控除認定	高知市では65歳以上要介護1～5の方に対し、身体障害者に準ずる者等として認定書を発行しています。この認定書を市県民税及び所得税の申告の際に提出していただくことで、障害者控除を受けることができます。（贈与税・相続税も控除対象）	要介護1～5	前年の12月31日現在、65歳以上で、要介護1～5の認定を受けている方 ※申告の手続きは市民税担当課（高知市は市民税課）・税務署等へ直接お尋ねください。	家 本 族 人 等・	-		証明書	要介護1・2 障害者控除の対象者 要介護3～5 特別障害者控除の対象者 ※この認定基準は市町村毎に定められており、他市と基準が異なっている場合があります。

① 介護サービスを利用している

はい

② ケアマネージャーに相談する

③ ケアマネージャーが高齢者支援課に申請する

② お住いの地域の地域包括支援センター、出張所に相談する

③ 包括のケアマネが高齢者支援課に申請する

申請手続きはケアマネージャーまたは地域包括支援センター、出張所が代行で行います。
お気軽にご相談ください。

の要利用が認められなくても介護サービスの